

## 第 2 回益城町使用料等審議会 議事要旨

◆ **日時** 平成 30 年 11 月 26 日（月） 8:58～10:10

◆ **場所** 益城町役場仮設庁舎議会棟 2 階 大会議室

◆ **出席委員** 6 人出席

**事務局** 事務局 3 人 担当課 5 人

◆ **議事次第**

1. 開会
2. 前回議論の振り返り
3. 4 施設の使用料等の料金案について
4. 事務連絡
5. 閉会

◆ **議事要旨**

前回議論の振り返り（議事次第 2）

- 事務局より、資料 2 に沿って説明。

4 施設の使用料等の料金案について（議事次第 3）

- 各担当課より、資料 3、4、5 に沿って説明。

（主な意見）

**【災害公営住宅駐車場使用料】**

- 防犯上、何か起こったときの責任の所在の確認に関する備えとして防犯カメラの設置は必要。  
また、現状の公営住宅との関係性についても検討すべき。

**【四賢婦人記念館入館料】**

- 入館者数増加のための定期的なイベント開催は必要。
- 記念館駐車場に自家用車以外のバス等が停まる際の料金徴収も検討すべき。

**【陸上競技場及び総合運動公園テニスコート使用料】**

- 安全面のことを考慮して競技場側のシャワー室は閉鎖し、総合体育館に一本化することを検討すべき。その場合は総合体育館の閉館時間を考慮したシャワー室の利用を陸上競技場利用者に呼びかるなど運営面での対策を行うことが必要。
- 審判控え室として更衣室を使用する、テントを利用するなどの運営上の対応策の検討が必要。
- テニスコート利用を含めた減免団体の取扱いについて、予約方法の再考が必要。
- 減免手続の厳格化が必要。
- 井田会長）益城は減免規定がしっかりしていない。補助団体を減免すると二重補助になる。また、既得権益が発生している。町として、減免に関する全体的な規則を策定すべき。
- 将来の照明器具更新時に、点灯設定の変更について検討すべき。

**【全体を通して】**

- 今後も定期的に使用料等の見直しを図っていくことを町民に周知し、受益者負担の原則に対する意識付けを図っていく必要がある。

- 受益者負担の原則の遵守のために、各公の施設の使用料、手数料等に関する減免制度の実施を徹底すべき。

(討議の結論)

- 災害公営住宅駐車場使用料については、市街化調整区域が 1,100 円、市街化区域が 1,200 円。附帯意見については、関係課と調整し防犯カメラの導入を検討すること。
- 四賢婦人館入館料については、個人利用は高校生以上が 200 円、小中学生が 100 円。団体利用は高校生以上が 160 円、小中学生が 80 円。町内小中学生については無料とするものとする。附帯意見として、ガイドンス、物販等収益事業について積極的な導入を検討すること。
- 陸上競技場使用料については、使用料は競技場 3,000 円、人工芝グラウンド（全体）2,000 円、人工芝グラウンド（北半面）900 円、人工芝グラウンド（南半面）1100 円、個人利用 100 円。照明料は競技場 5,000 円、人工芝グラウンド 3,000 円、個人利用 100 円。付帯意見については、シャワー室の利用については総合体育館との兼ね合いを含めて検討すること、人工芝グラウンド利用者と個人利用者の安全性を確保すること、使用料は 3 年後見直しを図る際に再度値上げを検討すること。
- テニスコートについて、使用料は 350 円、照明料は 600 円。

事務連絡（議事次第 4）

事務局より、今後の日程について、下記の内容をご案内させていただきました。

- 今回いただいたご意見を踏まえて、答申案を作成する。
- 第 1 回審議会答申は 12 月 3 日（月）13：00 実施。第 3 回以降は年明け 1 月からの開催を予定。詳細については後日ご連絡させていただく。

閉会

以上